

5. 答申事項3「通常の学級での支援・配慮の充実に向けて」

(1)の次に、(2)として、

(2)仲間とともに、いきいきと学ぶ授業づくり

・「わからない」「教えて」と安心して言い合い、仲間に依存し合って学習を進める授業を行う。そのために、「どの子も安心して過ごせる学級であること」が大前提である。

・教員が一方的に説明するのではなく、子ども同士でより理解が深められる授業を行う。

・子ども同士が、互いの「よさ」や「ちがい」、「もちあじ」を知り、自分の考えと異なる意見も受け入れながら、互いに納得しながら学習できる授業づくりを行う。

・支援学級に在籍する児童・生徒が、個別の教育的ニーズに基づいて、支援学級で学んだ知識や培った技能等を、通常の学級における授業でも活かされる授業づくりを行う。(通級指導教室に通う児童・生徒についても同様)

と、入れていただきたいです。

7. 答申事項5「支援学級での支援の充実について」

(1)特別支援学級とは ※枚方市としては…

⇒ (1)支援学級とは ※文部科学省では特別支援学級と称しています にするのはいかがでしょう？

(2)枚方市における支援学級の状況

・ …障害の有無に関わらず、可能な限り… を、

⇒ …障害の有無に限らず、すべての子どもが通常の学級でいきいきと過ごす「ともに学び、ともに育つ」教育を推進してきました。

・ …個の教育的ニーズに応じた学びの内容の実施、自分が必要な自立活動を…

⇒ …子どもが必要な自立活動を…

・文部科学省の通知等では…目安として週時程の半分程度や「週15時間程度」と示されていますが、これはあくまで一例であり、個々の児童生徒の実態に応じて適切に設定することが重要とされています。

→文部科学省の通知等では……、これはあくまで一例です。個々の児童生徒の実態に応じて設定することが重要であるとともに、たとえ、個別の教育的ニーズに応じて、週15時間以上、支援学級で過ごすことがあっても、その子どもの本来の居場所は、原学級(通常の学級)であり、教員は、この子どもも含めたすべての子どもたちの「つながり」を大切にした学級経営や授業づくりを行うことが重要です。 と、してみてはいかがでしょうか？ 時間しばりではなく、支援等を要する子どもの権利であり、物理的に距離があることは全く関係なく、個に応じた支援・指導と協働的な指導等を適切に行なうことが「ともに…」だと考えます。

・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を少なくとも学期ごとに確認・点検し、児童・生徒の成長やがんばり、課題等を学校と家庭で共有し、毎日の支援・指導に活かします。とりわけ、「個別の指導計画」については、各学期において、自立活動及び教科指導のそれぞれについて、子どもの障がい等に応じた目標等を明確にし、学期末ごとに評価をして、子どもの成長や今後の課題を明文化した上で、懇談会等で保護者に伝える。支援学級担任だけでなく、通常の学級担任も把握して通常の学級(原学級)における「ともに学び、ともに育つ」教育活動に活用する。

8. 答申事項6 「子どもたちの「自立(社会的自立)に向けて」について」

・「子どもたちの「自立(社会的自立)に向けて」について」

→ 「子どもたちの『自立(社会的自立)に向けて』について」

・⑤社会支援・支援制度の理解のきっかけ として、「支援教育や通級指導、支援学校、高等支援学校等の存在を…」とあります、

→「福祉的なサービス」等について相談できる場所の存在を知ることが、将来、児童生徒自身が困ったり悩んだりした際に「どこに助けを求めるのか」「どうしたら自分の力を発揮できるのか」という視点に立って自身のことを考えるきっかけになります。 としては、いかがでしょうか？

→ 大泉の把握が違うのであれば、この部分が何を伝えたいのか、よく分かりませんでした。

・⑧広い視点や…

「こういう合理的配慮受けたらこういうふうな働き方…。」

→ 「こういう合理的配慮を受けたら…

(3) 校内支援委員会の役割(自立(社会的自立)を支店として)

P18 の最終行にある「本人・保護者の声を反映しながら…」について

→ 本人・保護者の声を最大限尊重しながら… は、いかがでしょうか？

*この点について、学校としては、子どもや保護者の声を聴きつつも、担任一人で抱えるのではなく、その子の状況に応じた支援・指導をどのようにするのかについて、組織として考える重要な場だと考えています。子どもや保護者とともに、どういう支援指導ができるのか、どのような合理的配慮ができるのかをケース検討する場もあります。様々な立場の者がその子どものことを話し合うことで、方向性も定まってくると考えています。(大泉の考え)

以上、「5. 答申事項3」以降の分について、意見などを伝えさせていただきました。

長きにわたって、丁寧に委員の皆さんのお意見を聞き取り、修正に修正を加えて、答申の完成に向けて動いてください、ありがとうございます。

8/27にも、意見などを述べさせていただきました。その中で文科省通知について、様々な議論があり

ましたが、小学校長として、4. 27通知について、「やっと、支援教育についてのガイドラインとなるものが出てきて、明確になった。」と私は、感じていました。時間数については、早急に出してしまったことにより混乱が起きてしまったと思っています。しかし、4. 27通知があったからこそ、現在、小学校で行われている支援の在り方が、これで本当によいのか？と考えるきっかけになったことは間違いないと思っています。最初に校長として赴任した小学校だけの問題ではなく、ほとんどの小学校では、「漢字が覚えられないから」「計算する力が定着しないから」「九九を覚えることができないから」「友だちともめてしまうことが多いから」「教室をすぐに飛び出してしまうから」等という理由で支援学級への入級を検討されてしまい、在籍に至った児童がいると思っています。支援学級では、国語と算数を個別に教える、いわゆる「個人塾」のようになってしまっていることも少なくありません。また、中学校へ進学した生徒の保護者が、高校受験のために、支援学級で各教科を教えてほしいという要望があったと聞いています。これは、小学校で、国語と算数を中心に学習内容を教えることが中心になっていたからだと思います。当然、すべての支援学級担任が、そうではありません。その子の障がいや困り感等の要因をアセスメントした上で支援・指導をする先生もいます。また、支援学級や通常の学級等関係なく、子ども同士をつなげて、見守る先生もいます。「みんな、いっしょ」と考えて支援・指導する教員集団もいます。でも、「支援在籍の児童は、支援担任が見ておけばいい」等、これこそ「分断」と思われるような形になっている場合もあります。また、支援担任の役割は、通常の学級担任の負担軽減であると、学力が低い子どもを支援学級に在籍させて、国語と算数を個別指導することだと言い切る先生もいました。だからこそ、4. 27通知が出たことで、支援教育の在り方について、改めて教職員みんなで考えるきっかけになりました。子ども一人ひとりにとって、適切な支援・指導は何なのかを考え、子どもや保護者、特に保護者としっかりと話し合いを重ねてその子の将来も見据えた支援・指導は何なのかを考え、実行することができるようになりました。(以前いた津田小での話です)

支援教育に限らず、私たちは教育公務員として、国の法令は遵守する立場にあります。これは、今回、審議会を開くきっかけとなった4. 27通知についても同様です。この通知によって、枚方市が大切にしている「ともに…」を後退させるのではなく、先にもお伝えしたように、実質、国語や算数の学習を中心に、通常の学級での学びから分断されているような、また、単に個別学習の形態になっていることが、本来、枚方市で求められる支援教育の在り方ではないと気付いた教員がいることも事実です。これまで、様々な思いをされてきた保護者の皆様がいらっしゃることは、8／27の会議でよくわかりました。だからこそ、4. 27通知も含めて、後退するのではなく、国が求めている以上に枚方市が、一人ひ

とりの子どもたちのために何ができるのか、国の法令や通知等を根拠にして「ともに学び、ともに育つ」教育について、枚方市立小中学校で勤める教職員が、改めて、支援教育の在り方について考え方行動に移していくような答申にしたいと、枚方市立小学校のいち校長として考えています。

枚方市立春日小学校

校長 大泉 エリ子